

議 事 日 程

令和 7 年第 2 回浜中町議会臨時会

令和 7 年 7 月 1 5 日午前 1 0 時 0 0 分開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	報告第 5 号	専決処分の報告について
日程第 6	議案第 5 6 号	沖縄県島尻郡与那原町との友好都市の提携について
日程第 7	議案第 5 7 号	工事請負契約の締結について
日程第 8	議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について
日程第 9		議員の派遣について

(開会 午前 10 時 00 分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和 7 年第 2 回浜中町議会臨時会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、4 番三膳時子議員及び 5 番川村義春議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第 3、諸般報告をいたします。

まず、本臨時会に付された案件は、お手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりであります。

これで諸般報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 皆様、おはようございます。

本日、第2回浜中町議会臨時会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

6月19日、永谷ミツさんが愛鳥週間の野生生物保護功労者表彰環境大臣賞を受賞し、役場で伝達式が執り行われました。当日は、残念ながら永谷ミツさんの出席はかなわず、代理の永谷正子さんに釧路総合振興局の富樫くらし・子育て担当部長から感謝状と記念品が授与されました。

永谷ミツさんは、タンチョウの保護のため、生息環境の保全活動に長年にわたり従事しており、北海道が実施している道内のタンチョウの越冬分布調査への協力、さらには、平成24年から10年間にわたり北海道のタンチョウ給餌人として給餌事業に従事するなど、長年、タンチョウの保護活動に取り組み、個体数の大幅な回復に貢献された功績が認められての受賞となりました。

このたびの受賞、誠におめでとうございます。

7月2日、カーボンニュートラルの実現に向けた連携協定調印式を実施しております。

浜中町とクレアトゥラ株式会社は、本協定を基に、Jークレジットをはじめとする脱炭素社会の実現に向けた施策の検討、持続可能な1次産業の推進、地域資源を活用した新たなビジネスの創出など、地域の特性を生かした多様な分野での協力を展開する予定であります。

具体的には、Jークレジット制度を活用した森林由来のクレジット創出事業を開始し、8年間で約5万6000トンの創出を目指すもので、町の約4割の面積を占める森林は、木材生産機能だけでなく、二酸化炭素吸収源の多面的機能の発揮が期待されております。Jークレジットを通じて地域の森林資源の価値を高め、環境保全と地域経済活性化の好循環を生み出すことを目指し、活動を進めてまいります。

7月12日、第71回霧高祭が行われ、初めて参加をさせていただきました。「桜梅桃李～咲け！それぞれの色で！～」のテーマの下、霧高生の活気に満ちた姿とそれぞれの企画に込められた熱意に感動しました。

日頃の学習の成果はもちろんのこと、仲間と協力し、一つの目標に向かって努力する姿は本当にすばらしく、生徒それぞれが自らの役割を責任を持って果たしている様子から地域の未来を担う若者たちの頼もしさを感じました。この霧高祭での経験が生徒の皆さんの今後の成長にとってかけがえのないものになることを願っているところであります。

町といたしましても、今後も、霧多布高校との連携を深め、様々な形で支援をしてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

さきの定例会からの主なものについて報告いたします。

6月24日には、新しい学校制度導入に向けて、保護者や地域の代表者、教職員30名ほどが集まり、散布地区小中連携住民説明会が開催されました。

初めに、町教委から本校のこれまでの学校の児童生徒数の推移と今後の新しい学校制度の道筋について説明をし、町教委から提案した小中連携を目指す新しい学校制度を導入することについて全体で確認されました。

続いて、本校の校長から、散布ならではのよさを人が替わっても継続できる学校体制を整備する観点から、義務教育学校など、新しい学校制度がある中で、小中一貫型小学校・中学校の制度の導入をしたいという提案がなされ、全体で確認され、今後は、令和9年度の小中一貫型小学校・中学校の開校を目指し、開校に向けての具体的なロードマップが示されたところであります。

27日には総合文化センターで児童芸術鑑賞会が開催されました。W a r a k u A r t M u s i cの演者3名により、和楽器の太鼓、篠笛による演奏のほか、太鼓演奏体験、質問コーナーなど、音楽や演奏者に関心を持ってもらえるような工夫を施すことで、会場では歓声や手拍子が響き、楽しく鑑賞することができました。一般の観覧者も多く、観覧者は、小学生の231人、教員、一般の50人を含め、合計281人でした。

7月5日には浜中中学校で体育祭が、12日には茶内中学校で体育大会が好天の下で開催され、生徒たちが力を合わせ、全力を尽くすたくましさ、お互いの頑張りをたたえ合う姿が多く、多くの場面で発揮されました。生徒にとっては、貴重な行事としての思い出とともに、望ましい人間関係を築くほか、体力の向上に資する活動となりました。

10日には第1回浜中町社会教育委員会が開催され、令和7年度事業実施状況及び施設利用状況と本年度の各種研修会、大会計画などが報告され、協議されました。また、新たな委員長として北海道青少年健全育成運動推進委員である大竹栄子さんが選出されました。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第5 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第5、報告第5号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第5号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたび、定額減税不足給付金事業及び小型風力発電施設建設に伴う仙鳳趾地区の用地測量及び購入に係る経費について、6月20日付をもって専決処分をしたものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、3款衛生費、定額減税不足給付金に要する経費で、給付に係る経費として3443万5000円を追加、4款衛生費の環境政策に要する経費で、測量・地盤調査委託料及び土地購入で3022万3000円を追加、一方、歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、3款民生費の当該事業と同額の3443万5000円を充て、4款衛生費の歳出の全額に対し、前年度繰越金を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は99億3684万3000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから報告第5号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 議案書10ページの環境政策に要する経費のうち、12節委託料の測量・地盤調査委託料2367万2000円、16節公有財産購入費の土地購入655万1000円についてお伺いいたします。

本案につきましては、全員協議会において議員へは事前に説明がありましたが、報告だけでは町民の皆様へ内容が伝わらないと思い、改めて質問させていただきたいと思います。

このたびの補正予算の土地購入費ですが、購入予定地の住所、土地面積、地目についての説明をお願いいたします。

それから、655万1000円という金額ですが、固定資産評価額などの単価を参考に算定されたのでしょうか、土地評価額の算定根拠を改めてお示し願います。あわせて、本町の固定資産評価額の1平方メートル当たりの地目ごとの単価についてもお示しください。

次に、土地購入の相手方との交渉については、どのような手順で進め、契約に同意することに至ったのでしょうか、お答えを願います。

また、今回、測量・地盤調査委託料、土地購入費を専決処分として予算計上しており、さらに、測量・地盤調査委託については入札済みとのことですが、土地購入費の支払いや所有権移転登記なども完了していない状況下であり、手順として問題はないのでしょうか、その見解についてもお答え願います。

先ほどの町長からの提案理由では詳細がよく分かりませんでしたので、質問させていただきますが、まず、民有地を購入して小型風力発電事業を行うことになった理由と経緯をご説明願います。

それから、改めてお伺いしますが、これは行政が事業主体で実施する事業で間違いないのでしょうか。もしそうであれば、小型風力発電事業の内容、例えば、設置数や発電量、売電金額や売電先など、事業計画の概要についてもご説明願います。

専決処分は、地方自治法において、議会が成立しない場合や特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めた場合などにすることができる

としておりますが、本案については、本来、議会の議決を経るべき案件だと思います。

町長は、どのようなお考えの下、専決処分されたのでしょうか、なぜ専決処分をする必要があったのか、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

今回購入する土地の関係のご説明をいたします。

こちらは、移転先になるもので、仙鳳趾１０９番になります。土地の面積は３万９４７６平米です。次に、仙鳳趾１１０番の１が８万６４８４平米になります。

その土地の価格ですが、風車建設場所の単価につきましては１１２．６円で、４４４万４９９８円、仙鳳趾１１０番の１の単価につきましては１１２．６円で、１９０７平米で１９０万３７２８円、原野価格が２．９円で、６万９５７７平米で２０万１７７３円、合計で１２万５９６０平米を６５５万４９９円で購入するものとなっております。

なお、こちらの地目につきましては、原野となっております。

また、メモがきちっとし切れない部分もありましたので、答弁漏れの場合にはお示ししていただきたいと思います。

次に、土地の売買の関係についてです。

６月２０日に専決処分の補正予算を組ませていただき、６月２４日に土地所有者の方と売買契約を締結しております。そして、６月３０日に所有権移転登記が完了し、７月４日に不動産登記簿謄本が町に到着しまして、所有権移転登記の内容を確認いたしました。同日に請求書をいただき、現在、支払いの手続を行っているところであります。

次に、民有地になった経緯についてです。

町有地を優先に移転先を検討しておりましたが、貰人共同墓地の使用者の方々に早期に同意を得ることが難しいこと、また、事業者にご相談したところ、起伏があり、建設に支障があるとのことで民有地を探していたところ、農地以外で景観上も問題ない場所が仙鳳趾１０９番と１１０番の１ということで決めさせていただいております。

次に、行政が行う事業かについてです。

全員協議会でもご説明しておりますが、こちらは民間事業者が行うものになりますので、町が収益を得るということはありません。ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

全体的な回答になろうかと思うのですが、ご了承ください。

今回、専決処分に至った理由ですが、まず、事の発端は、平成２８年に借用許可を出しておりました新川地区の嶮暮帰島を見渡せる土地に風車を建てるといったことがあります。それから長い時間がたちましたが、その都度、議員にも説明しておりますとおり、新川地区に建てるべきではないというのは、私もそうですし、議会全員の総意であると思っていますので、町としても、私としても、そのように動きました。

そこで、最初は町有地を当たりましたが、適当な場所がなかったといいますが、狭かったということがあります。そのため、あらゆる人に話をさせていただきながら土地の選定をしてきたところ、仙鳳趾地区の所有者の方にいいよと言っていたので、私主導でその土地を登録することにしまして、今回の議案を上程しております。

なお、実施主体はあくまでも民間です。町は、新川の代替地を探し、その購入に係る費用も出すといったことだけで、売電云々も民間で対応することになります。

恐らく、議員は皆さんに知らせるために質問されたと思うのですが、我々もきちんと情報共有していますし、議員のほうの詳細は分かっていると思います。例えば、土地の詳細の値段等は担当者レベルですが、今回の議案の上程に至った理由は、今言ったとおり、議会と私の総意で進めた結果でありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 答弁漏れがございましたので、お答えしたいと思います。

こちらの土地の売買価格の根拠についてご説明申し上げます。

近傍の令和6年度の再エネ事業者との恵茶人の土地の売買契約の平米単価を参考にして決定させていただいております。原野については評価額となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 土地の評価額の算定根拠についてです。

一般的に言いますと、適正な時価を求めて算出することとなります。これを求めるに当たっては総務大臣が告示した固定資産評価基準に基づいております。ちなみに、3年に一度、不動産鑑定士などが関与して決める評価替えというものがあまして、それらを基に総合的に判断しております。

また、くだんの土地の評価額は1平米当たり1,959,9円となっております。

○議長（落合俊雄君） 町長、先ほどの渡部議員の質問の中に専決処分をされた理由についての問いがありましたが、その点についての答えがなかったかと思います。加えて、土地購入に関しましては、地方自治法第96条、それから、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条によりますと、不動産の買入れ価格が700万円以下であったとしても、5000平方メートルを超える不動産を購入する場合には議会の議決が必要というような文言があります。これに対する見解を併せてお答えください。（発言する者あり）

専決処分をされた理由についてお答えがなかったということです。専決処分についてはこういう規定がありますが、それはどうですかという私からの問いでして、見解をお示しいただきたいということです。

7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 先ほど固定資産評価額の説明をいただきましたが、今回の購入価格と評価額に大きな乖離があるように感じました。この価格設定につきましてはどういう

協議の下で設定されたのか、経緯も含めてお伺いします。

町が事業主体の事業でないとすれば、なぜ土地購入や測量調査などの予算を町が支出する必要が生じたのでしょうか。民間事業者が行う事業に対してこれだけ多額の町費を投入する必要性はないと思いますが、支出に至った経緯と町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例第11条では、再生可能エネルギー発電施設の設置に伴い、当該事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明を行うなど、当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならないとされています。

今回の件について、事前に事業主体から自治会などへ事業計画などの説明はいつ頃にされたのでしょうか。また、内容について、地域住民の方は承知されていたのか、反対などの意見は出されなかったのか、確認されていることがありましたらお答え願います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えします。

専決処分に至った経緯は先ほど申し上げましたけれども、期間がなかったことからの専決処分であります。11月までにめどを立てなければ、それ相応の損害を町が被ることになります。まして、もともと許可を出していた新川地区を断って土地を探し始めたのです。それもまずは町有地から始めました。町有地にある程度のものはあったのですが、なかなかそこではうまくいかず、もう町有地はないということから民有地にシフトしたのです。そして、先ほど申しましたが、今年の11月までに結論を出さなければということで、それに向けて担当者も躍起になって取り組んだのです。そして、専決処分に至ったのです。

地方自治法云々は分かりますけれども、本当に時間がなかったことから、今回、専決処分としました。そのことについても議員の皆さんにはこれまで説明しているはずですが、それであっても皆さんに知らしめるために質問をなさっているということだと思います、そういうことであります。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

なぜ町が支出しなければいけないかについてご説明を申し上げます。

こちらは、令和6年11月に顧問弁護士にご相談をしております。その際、民間事業者に対し、移転を求めることは、法律上、特に問題ないということだったのですけれども、移転をお願いするに当たって新たに発生する費用については町が支払うべきであるという顧問弁護士からのお答えを基にこのように土地の購入と移動についての予算を計上させていただいたということです。ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 評価額との乖離についてですが、一般的に民間同士で契約される場合についてはかなりの差が出るという実態があることもお伝えしておきます。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 住民説明会の経過についてご説明いたします。

全員協議会が8月28日に行われ、9月18日に新川地区で説明会を開催しております。人数などの関係は手元に資料がないのですが、その中では、やはり、景観が損なわれるというご意見もございました。ただ、平成28年にオーケーを出しているのも、建ててもいいのではないかと、担当者と会長との間ではそういうお話になっています。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 答弁漏れかと思うのですが、移転先の住民説明会について改めてご説明願いたいです。

また、町長は、令和5年12月7日開会の定例会において、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する先輩議員からの一般質問に対し、豊かな自然環境を壊してまで再生可能エネルギー発電施設の設置を進めることは全くの論外だと思っていると述べられております。

このたび提案されております内容は明らかに当時の考えと相違しているかと思われませんが、本町の自然環境や景観などへの配慮について、本件が町民理解を得られるものとお考えなのでしょうか、改めて町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

今回の件について、土地購入やこれまでの経緯を含め、町民へ周知する必要があると思いますが、どのように周知されるのか、お答え願います。また、今後、同様のケースが生じた場合、町が土地を購入することはあり得るのでしょうか、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 仙鳳趾での住民説明会についてご説明申し上げます。

こちらは住民の方1名でありましたが、その方から同意が得られたという判断で事業を進めております。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 以前、私が答弁した内容と乖離があるのではないかと、相違があるのではないのかについてです。

まずは、新川地区の嶮暮帰島が見渡せる土地を回避しました。それは、浜中町には観光客も訪れますので、1か所に3本ずつ、二十数本が建っているような景観は駄目だと議員も言ったはずですし、私も同感でした。だから、場所を探したのです。

その場所の自然景観を壊さないのかと言われたら、それは疑問がありますけれども、まずは第一の場所を回避し、たまたま移転先が民有地であったということでありまして、移動させなければ町が損害を被るといった緊急事態でありましたので、ご理解を願いたいと思っています。

また、これまで数回行われた全員協議会でもその旨を説明させていただきましたので、議員からも町民の方や後援会の方にお話しいただければと思います。

今後、こういったケースがあった場合にどうするのだという話ですが、今回は本

当に例外です。こんなことは、将来、あり得ないといえますか、そんな契約はしないと思っていますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） ただいまの7番議員からの質問の中で、1点、私として遺憾に思ったところがあります。

前回行われた全員協議会場で事業者も入って議会に対して説明がございました。その場で議員から出た意見は、先ほど町長が申したように、当初は7基の予定が21基の風車が建ってしまうということに対する景観上の問題点、また、風車が小さくなったことによって津波の影響をもろに受けることによる津波災害時の2次被害の可能性があるということであり、これは全議員の総意であったと理解しております。

そのことを7番議員はその場でどのように判断されていたのかは分かりませんが、あの場で反対する意見が一切なかった以上、あくまで議会の総意であったと理解して構わないと私は思います。

また、先ほど町長がおっしゃったように、緊急であったこと、そして、期限に間に合わないならば損害賠償を請求された場合に町としては払わざるを得ないという大変せっぱ詰まった状況であったということも全員が理解していたはずであります。

その上で質問しますが、平成28年から事業者が提案してきた経緯から町民の方に知ってもらう必要があるのかなと思います。大まかなポイントで構いませんので、これまでの経緯を説明していただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

これまでの経過についてです。

平成28年に、内閣府の事業として、日本の国土強靱化への取組を推進していくことを目的に、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会が設立され、小型風力発電設備の導入を浜中町で実施したいと事業者より申出がありました。

同年12月に、議会全員協議会において、小型風力発電設備の設置に関わり、新川の民有地7か所、霧多布の公用地2か所、湯沸の町有地3か所で19.5キロワット、12基を設置したいと説明を行っております。

平成29年9月の定例会において、小型風力発電設備の設置について一般質問があり、当時の町長はぜひ建てさせていただきたいと答え、今回の件は契約解除ができなければ仕方がないのかなと思っていますと議員からお話をいただいております。

令和5年11月に事業者が来庁しまして、担当者と面談を行い、12基の予定を小型風力にして36基で行いたいと説明を受けております。12月にまた事業者が来庁しまして、町長と副町長に、当時の話、今までの経過、今回導入する風車の特徴などについての説明をしてもらいました。

令和6年8月28日に、全員協議会において、湯沸地区と新川地区における小型風力発

電事業の状況を説明しております。同年9月19日に、全員協議会において、町長及び事業者が出席され、事業の実施場所を移転の方向で検討することとなりました。

以上の経過を踏まえまして、湯沸地区、新川地区で実施を予定していた小型風力発電事業について、本町の豊かな海岸景観の阻害、地域住民の生活への不安が懸念され、議会から、当該土地での設置を中止させ、ほかの場所に移転させるように町に対して強く意見があり、町民の代表である議員の皆様からの意見を重く受け止め、事業者に対し、小型風力発電施設の設置場所を移転することを要請したところ、仙鳳趾に移転することが決定しました。

以上、ご報告いたします。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まさにそのとおりでありまして、9月19日の全員協議会の場で、私も、多分、町長もでしょうけれども、議会の総意を得たと受け止めたものと理解しております。その結果、今回の予算措置になったわけでありまして、この内容等についてここで問うものではございません。

ただ、議会の総意に至った経緯が肝であります。当初、新川地区の海岸の民有地には7基の予定でした。しかし、事業者から何の連絡もない中、丸5年がたって出てきた案が風車を小型にしたことで21基が必要になるという説明でございました。これについては、あくまで事業者側の都合ではありますが、そこは大変重要なところであろうと思います。

21基という案を示された全員協議会の場では、あそこの地区には建ててほしくない、ましてや津波被害も懸念されるということでの総意であったことは間違いないものだとは私は今でも確信しております。

その後、5番議員の再三の質疑の中で、ようやく景観計画、景観条例、さらには、再エネ設置条例の一部改正も行われ、当時、町として規制がかけられなかった部分について、規制の範囲がかなり広がったものと理解しております。

それでもなお心配なのは、そうでない地区で、なおかつ、津波被害が想定される民有地があったとした場合に、風力だけではなく、太陽光の発電設備も踏まえ——太陽光については、津波によって仮にパネルが破壊されてしまった場合、それを設置者が全部回収できるのかという問題点がございます。さらに、長年放置されることによってパネルを形成している有害物質である鉛やカドミウム等によって土壌の汚染を招くおそれも否定できないものと私は思っております。

今回、町の貴重な財源を使って移転を実施した中で、もちろん、条例等に沿うものではありますが、まちの姿勢として、改めて、津波浸水域については、住宅の屋根や住宅の敷地内に設置するものを除き、商業ベースの発電施設は極力建てさせないという強いメッセージを発するべきかなと思います。

この場でその点についての考えを伺っておきます。

ちなみに、契約年数は20年でしたか、25年でしたか、記憶にないのですけれども、

この間、当然、町には固定資産税も入ってくるものと思われまゝ。今の試算で構いませんので、契約期間中に収入として入ってくるであろう固定資産税は幾らぐらいになるのか、答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問のうち、固定資産税の關係は原課から答えさせていただきます。

固定資産税の算定は風車1基につき1020万円と事業者から伺っております。それが36基で3億6720万円、課税標準額が514万800円となります。こちらは資産の1.4%となっております。

概算ではあります、償却年数が17年であり、償却率を0.873%で計算しますと、約17年間で3300万円の固定資産税となります。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えします。

今後、太陽光、それから、風車も含め、津波浸水域に建てさせないといった強い思いは町としても持っております。また、津波の後の2次被害で太陽光パネルや風車の施設が押し流され、住宅もしくは人に被害が及ぶ可能性もあります。

現在、許可を出しているものは別として、今後、申請があった場合はそれも含めて業者にしっかりと話し、建てさせない方向で協議させていただきたいと思ひています。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） ただいま6番議員から今までの経緯について説明を求めましたが、まさにそのとおりであると思ひます。私は、最初にされた7番議員の質問に遺憾の意を持っています。というのは、議会の総意だということは町長が何回も言われてきたし、議会の総意でこうすべきだ、そうでなければ法外な損害賠償金を払わなければいけないというせっぱ詰まった状態の中で一生懸命動いてくれたのが当局なのです。議会ではないのですし、議会はそこまで首を突っ込むなど私は言ってきました。町長をはじめ、担当課長等の努力によってこの成果が得られたことを喜ぶべきです。

本当に軽微な予算で済んだし、6番議員が言われたように、これから生ずる固定資産税、償却資産税でも補填できるわけです。景観計画の策定や再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の制定など、随分と努力してきたつもりだし、理事者サイドの理解も得て、計画変更をしてもらっているのです。ですから、十分過ぎるようなことをやってきたと私は思ひています。

ただ、1点だけ確認しておきたいことがあります。

このたび景観計画ができました。その景観計画に基づいて、今回、たまたま風車の移転の場所が景観計画の範疇から外れるということで私としてはオーケーだったのです。その上で、今後についてです。景観計画を十分に重視した上でそういう申請があった場合、風車についてもそうですし、太陽光についてもそうですが、担当者だけではなく、町長も含

めて全員でチェックし、それを住民に公表した上で、これは阻止しよう、これはいいのだとやってはどうかと思うのです。

今、太陽光パネルについて、10キロワット未満については町の補助金も出ていますから、それはいいと思います。ただ、商業ベースに乗るような太陽光発電所があちこちでできていますよね。釧路湿原もそうだし、厚岸町でも尾幌川の下手のほうにできてきています。ああいったことが浜中町の景観計画ができたことによって阻止できるのだなと思っていますし、そういう思いでぜひ続けてほしいと思います。

その決意のほどを聞いて私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをします。

何回も繰り返しになりますけれども、商業ベースの事業者からの申請については、担当レベル、そして、町長も副町長もそうですけれども、厳重にチェックをさせていただいて、建てさせないといった強い意思を相手方に伝える方向で行きますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから報告第5号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ただいま上程されております小型風力発電に関する議案、特に町有地取得及び発電事業者への賃貸に関する一連の行政判断について、議会人として承認できるものではありません。

まず初めに申し上げたいのは、今回の手続が地方自治法の根幹をなす二元代表制の原則を著しく軽視したものであるという強い懸念です。（「議長、賛同者いないと駄目じゃないの」と呼ぶ者あり）

本件においては、6月定例会の閉会から数日という極めて短期間のうちに町が民有地を専決処分により取得し、その後、風力発電事業者への賃貸の動きが進められております。このような重要な行政判断が議会の議決を経ずに行われ、今臨時会で事後的に報告あるいは追認の場とされている状況は到底容認できるものではありません。

町政の透明性と我々議会が果たすべき役割を守るため、本件に関しては、厳正な対応を求め、町民の信頼に応える姿勢を強く望み、異議を申し立てさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 会議を一時中止します。

（休憩 午前10時54分）

（再開 午前11時09分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、報告第5号につきまして、簡易表決に対して異議がありましたので、この際、この採決は起立によって行います。

本件を承認することに反対の方の起立を求めます。

（反対者起立）

○議長（落合俊雄君） 起立少数であります。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

日程第6 議案第56号 沖縄県島尻郡与那原町との友好都市の提携について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第56号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第56号沖縄県島尻郡与那原町との友好都市の提携について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの提案は、本町と沖縄県島尻郡与那原町におきまして、友好都市の提携を締結しようとするものであります。

本町と与那原町は、平成7年に両町商工会青年部が連携協定を締結して以降、長年にわたり、人的、文化的な交流を重ね、相互理解と信頼関係を築いてまいりましたが、このたび、両町のさらなる友好関係の発展と文化・経済・観光面での相互交流を推進するため、別紙のとおり、フレンドシップタウン協定を締結し、友好都市の提携を行うことを両町長において確認したところであります。

協定の締結については、今月30日に与那原町役場において締結式を開催する運びとなっております。私と落合議長を含む関係者で出席してまいります。

また、与那原町においては、去る6月9日開催の与那原町議会定例会において、議案別紙に記載の内容にて、友好都市の提携について議決されたとの報告を受けております。

つきましては、浜中町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、沖縄県島尻郡与那原町との友好都市の提携について、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第56号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） この友好都市提携については、長年、商工会青年部が民間レベルで取り組んできたものが実った成果かなと理解しております。

その上でお聞きします。

ここにあるように、文化、教育、観光産業など、幅広い分野での交流と協力を続けてい

くという目標がございます。当然、具体的な交流事業等は協定が交わされてからお互いに協議する中で決まっていくものかなと思うのですけれども、現時点でこういう事業はというものはありますか。

ざっくりでいいのですけれども、こういう分野でこういう事業をと考えているものがあるのであれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本年3月定例会の一般質問におきまして、齊藤町長より、現時点でのイメージとしまして、両町の店舗や人の集まる場所に常設のブースなどを設け、互いの特産品を販売し合うこと、または、特産品を送り合いまして、学校給食でふるさと給食という献立にすることができれば、両町が友好都市であることを内外にPRできるのではないかという趣旨の答弁をされております。

今月末の30日に調印式が行われますので、私も参加してまいりますけれども、与那原町訪問の際にも担当者間で協議する時間が設定されております。その時間を利用し、齊藤町長が言われるように、まずは友好関係であることが地域住民に認知されていくことが大事だと思っておりますので、商工会青年部の事業に対する支援は継続しながら、先ほど言いました特産品の販売とふるさと給食の提供からスタートしまして、後々は関係性をより深めていければという考えで進めているところです。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まずは物産関係からというお話でした。

できるかできないかは分からないのですのですけれども、私からこういうこともということが教育分野で一つございます。

本町にも与那原町にも高校がございます。本町も、今、総合学科等、高校の存続を図るため、いろいろと協議をされていると思いますし、せっかく北と南で文化も風土も違う中で育った子どもたちがいるのです。児童レベルでは交流できていたと思うのですけれども、高校生レベルで、例えば、2名なり3名の複数人の希望者を募って、半年なり1年なりという期間を区切った交換留学の事業も有効な手段ではないのかなと考えます。

多分、現時点では答えられないでしょうけれども、それに対する考え等がございましたら答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今、6番議員から提案があったことにつきましては慎重に考えながら進めていきたいと思っております。実際、現在、霧多布高校の視察研修では沖縄のほうに行かれております。ですから、与那原町の高校を訪問することも、今後、進めていけるのかなと思っております。

また、町長の行政報告でもありましたとおり、霧多布高校の今後のさらなる充実、発展に向けて、機が熟せば、そうしたことも進められるのかなと思っておりますので、前向きに検討

させていただければなと思っています。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第５６号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第５６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

日程第７ 議案第５７号 工事請負契約の締結について

○議長（落合俊雄君） 日程第７、議案第５７号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第５７号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、湯沸地区の集会施設である湯沸母と子の家の老朽化に伴う建て替え工事を実施するため、湯沸４１番のうちに木造平屋建て、延べ床面積１１３．５７平方メートルの集会施設を新たに建設しようとするもので、第１回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る７月８日、町内業者３社、町外業者２社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、赤石建設株式会社が８６１３万円で落札いたしました。

なお、工期につきましては、令和７年１１月２８日までとしております。

ここに、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく、提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第５７号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第５７号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第５７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第５８号 工事請負契約の締結について

○議長（落合俊雄君） 日程第８、議案第５８号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第５８号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、霧多布保育所園舎の老朽化に伴う建具等の改修工事及び電源設備工事を実施しようとするもので、第１回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る７月８日、町内業者３社、町外業者２社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、赤石建設株式会社が６１８２万円で落札いたしました。

なお、工期は令和８年１月１５日までとしております。

ここに、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく、提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第５８号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第５８号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員の派遣について

○議長(落合俊雄君) 日程第9、議員の派遣についてを議題とします。

浜中町議会主催による議員研修に議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第127条の規定によって議員を派遣することに決定しました。

閉 会 宣 告

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これをもって令和7年第2回浜中町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前11時26分)